

令和7年3月31日
国土交通省
不動産・建設経済局建設業課

「建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和7年2月7日から3月8日まで、「建設機械抵当法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見の募集を行いましたところ、計1件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

	主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
1	<p>打刻作業に係る方式の修正について、「規則第3条において打刻に係る様式や打刻位置を規定しているところ、金属板を建設機械に外れないよう取り付けの方法も認めることとする。」とするようであるが、その方法については告示・通知等で規定を行うようにした方が良いのではないかと考える。</p> <p>また、もし適切な取り付け方法（=滅多な事では取り外しや偽装が行えないような、公正性と公安の維持・確保が行えるような取り付け方法）について考えても出てこないのであれば、金属板の取り付けを用いての登記可能化は取りやめ、従前のおりに建設機械への直接の打刻（のみ）による事にすべきと考える。</p>	<p>本省令は打刻作業を実際に行う都道府県から提案のあった内容に即した措置を行うものであるところ、本省令の公布にあわせ、建設機械抵当法（昭和29年法律第97号。以下「法」という。）において定められる打刻作業に係る通知を発出しております。</p> <p>また、金属板を建設機械に取り付ける方法によって記号の打刻を行う際には容易に取り外しができないよう、当該建設機械の主要な部分に金属板を固着させることが求められ、当該金属板をき損した場合には法第29条により刑罰が科されます。</p> <p>加えて、法においては動産である建設機械について、固有の記号を打刻することで、同一性・特定性を確保し、所有権の保存登記を可能としているところ、万が一、当該金属板が取り外され別の建設機械への溶接等がなされた場合においても、法務局の登記用紙上は所有権の保存登記がされた建設機械の記号や製造番号・型式等が記載されていることから、既に登記されている建設機械に打刻されたものと同じの記号によって、新たに別の建設機械が保存登記されることは有り得ず、登記の公正性や真正性は担保されるものと考えております。</p> <p>なお、従前のおり建設機械に直接記号を打刻する方法のみを認めるか、金属板を外れないよう取り付けの方法もあわせて認めるかは各都道府県において判断することとなります。</p>

- ※ とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。
- ※ 掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。